

## 第4回定例会質疑

2018. 12. 5

(堤 県議)

知事は県政諸般の報告に続き、次期県政を担うため知事選挙に立候補すると表明し、「県民中心の県政を基本とし、安心・活力・発展の大分県づくりに全力を挙げる」、「大分県の振興と県民生活の向上に取り組む」と述べました。そこで、以下の諸点についての基本的な考えを問います。

来年10月からの消費税増税と複数税率によって、商取引等にはインボイス制度を導入するとなっています。導入後10年間は、若干の特例や緩和措置がありますが、全国全事業所の6割である500万事業所が商取引から排除されると、多くの業界団体が反対や危惧を表明しています。

インボイスによる大分県内の中小企業への影響はとなると考えているでしょうか。

2つめに日米共同訓練について、明後日7日から日出生台演習場等で、オスプレイの移転訓練を組み込んだ日米共同訓練が行われようとしています。これは知事が述べた「地域を守り地域を活性化する」こととは逆行するものだと思います。昨年、大分空港に緊急着陸した欠陥機のオスプレイが大分県民の上を飛び回ることほど危険なことはありません。だから、これまで四者協含め7自治体が11月22日に九州防衛局に、さらに11月30日知事は防衛大臣へ「訓練を行わない」よう要請しています。

県民の安全のためにも、「訓練はさせない」という姿勢が最後まで必要ですがどうでしょうか。また全国知事会も提言しているように日米地位協定は見直しが必要と考えますがいかがでしょうか。

3点め漁業法について、地元漁協や漁業者の頭ごなしに企業へ漁業権を直接与えるなど、地元優先のルールを廃止する漁業法の改定が議論されています。海区漁業調整委員会の公選制廃止、資源管理のために行ってきた沖合の大型漁船のトン数制限の撤廃など、沿岸漁業者の経営が脅かされてしまう内容となっています。

大分県として県内漁業者の経営と豊かな海を守るという立場から、明確に改悪反対の立場をとるべきと考えますがいかがでしょうか。

4点め子育て満足度日本一を目指すのであれば、子ども医療費助成制度にお

ける通院医療費の助成対象を中学校卒業まで拡大することについて、真剣に検討すべきであります。先日病院で障がい児のリハビリを行う言語聴覚士さんらと意見交換しました。発達障がい児などのリハビリは専門機関が少なく、受診まで3か月以上待つという状況にもなっています。保護者は、「就学後もリハビリを続けたいが、未就学児であれば週3回受けても無料であったところ、自立支援医療以外では一挙に3割負担で約1万円となり、訓練をやめてしまうケースが多数ある。」と述べていました。この子たちが成長するにつれ、不登校や引きこもり、学習の遅れへとつながる懸念があります。

子ども医療費助成制度の拡充こそ、子どもの健やかな成長にとって必要だと考えますがいかがでしょうか。

以上4点についての答弁を求めます。

(知事)

消費税増税による中小企業への影響について、県内企業の大多数を占める中小企業・小規模事業者は、地域の経済や雇用を支えるばかりでなく、県民生活を支え、地域社会の活性化に不可欠な存在であり、まさに本県の活力の源だと思っている。

消費税の軽減税率制度に対応したインボイス制度の導入については、区分経理に係る請求書発行等の事務負担の増加や、免税事業者が仕入れに係る消費税分を価格転嫁しづらいといった課題があると認識しています。

国においては制度の導入にあたり、税額計算の特例や経過措置を設けるとともに、複数税率に対応したレジの改修等を支援する補助金や税務署等に相談窓口を設置するなどの対応策を講じています。

県としても、価格転嫁が適切に行われるよう、周知・啓発に関する講習会を開催したり、産業創造機構に設置している「下請けかけこみ寺」での相談対応に取り組んでまいります。

今後とも、制度導入により事業者が混乱することのないよう、商工団体と連携のうえ、十分な周知に努めてまいります。

次に日米共同訓練について、平成30年度国内における米海兵隊との実動訓練が、今月の7日から19日までの間、日出生台演習場等で実施される計画であり、沖縄の負担軽減のため、普天間飛行場に所在するMV-22 オスプレイ等の参加が予定されています。

本県は、日米安全保障体制の枠組みの中、沖縄の基地負担軽減のため、すでに米海兵隊による沖縄県道 104 号線越えの実弾射撃訓練を受け入れており、これまでも国に対し、将来にわたる訓練の縮小・撤廃を強く求めてきました。

そのような中、国は本年 4 月 6 日に、全国の 3 箇所において、米海兵隊との実動訓練を実施することを決定し、その内、1 箇所を西部方面隊で行うと発表しました。それ以降、県と四者協は、当該訓練を日出生台演習場で行わないよう要請したきたところですが、

にもかかわらず、先月 19 日、九州防衛局長から訓練についての概要説明があり、私は「訓練を実施しないよう再三申し入れたにもかかわらず、説明があったことは大変遺憾であり、今回の訓練については到底受け入れられない」と伝えたところですが、

22 日には県と演習場関係 6 市町で、九州防衛局長に対し、再度「米海兵隊との実動訓練を日出生台演習場で行わないこと」等の要請を行いました。さらに、30 日には、私が直接岩屋防衛大臣と面会し、「訓練の実施は了解できない。それでも行うというのであれば、了解できないが、県民の安全確保に万全を期すこと、さらに訓練を恒常化しないこと」を要請し、大臣からは、「訓練について何とか理解してもらいたい。安全確保については、私からも直接言っておく」との話があったところ。

これを受け、12 月 1 日には、県と関係 6 市町で九州防衛局長に対し、訓練を実施するのであれば、まずは地域住民の不安解消と安全確保のため、十分な措置を講じるよう要請したところですが、その際、MV-22 オスプレイ等の訓練移転を、今後、日出生台演習場等で行わないことについても、強く要請し、4 日には回答文書を受け取ったところですが、

次に、日米地位協定についてですが、全国知事会におきましても、平成 28 年 11 月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、本年 7 月には、日米地位協定の抜本の見直しなど、米軍基地負担に関する提言書を取りまとめ、外務省、防衛省、在日米国大使館へ要請を行ったところですが、

今後は、この提言に対する国の動きを注視していきたいと考えています。

(農林水産部長)

漁業法について、今回の法改正は、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立するために必要な見直しと考えている。

現在審議中の法案では、魚類養殖などの漁業権を免許する際、既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に利用している場合は、継続して免許されることが規定されている。

また、漁業調整委員会の委員の選任については、公選制から任命制へと変更されるが、委員の過半数を漁業者代表としなければならないことから地域の実情に応じた漁業調整が引き続き行われるものと考えている。

漁船の大型化については、乗組員の安全性・居住性の向上や生産コスト削減のために行われるものであり、その実施にあたっては、資源管理を徹底し、漁業者間に争いが無いことを確認したうえで、個別漁獲割当制度を導入した漁船にのみ認められるものとなっている。

このように、沿岸漁業者の経営や水産資源の維持回復に配慮した制度になっているものと考えているが、漁業の基本的制度であるので、国会での審議を注視していく。

(福祉保健部長)

子ども医療費助成制度について、議員ご指摘の発達障がい児のリハビリについては、現在県内に7か所の専門医療機関があり、対象児が増加する中、各機関とも受診まで3か月程度を要している。

このため県ではこの改善に向けて、今年度から対応可能な医師の養成研修を開始したほか、コーディネーターを配置し、市町村、医療機関、福祉事業所等と連携しながら、最適な支援機関に繋ぐ調整を始め、待ち期間短縮の事例も出てきたところ。

複数の専門医療機関では、就学までのリハビリが効果的との知見から、就学後は地域の児童発達支援センター等に繋げている。

これらの福祉サービスは、障害児通所支援給付により、所得が高い世帯を除いて利用者負担が無料又は月額4,600円となる。

なお、就学後もリハビリ受診を継続する場合、医療費は3割負担となるが、所得制限を除けば、自立支援医療の適用で1割負担となり、低所得者世帯には月額2,500円などの上限設定もある。

発達障がい児の健やかな成長には、医療だけでなく、福祉サービスや母子保健、保育等関係機関の連携が重要であり、子どもの特性に応じた支援に引き続き取り組む。

(堤 県議)

消費税の問題、インボイスによって多くの中小企業が商取引から除外されるのではないかと、また課税事業者じゃないとインボイスが発行できませんからそういう点で非常に危惧をされている。

先ほど価格転嫁という話がありましたが、全商連が調査した結果「価格には転嫁できない」と回答したのは 50%、つまり価格には転嫁できない。これまでも国は商工会議所等を通じて価格転嫁対策という対策を取ってきましたけど、実質は 5 割近くがまだ転嫁できない。それが 10%になれば益々転嫁できなくなってしまう。

そういう点で商取引から除外されたりとか廃業を余儀なくされたりとかそういう道しか中小零細企業・免税業者はないんです。免税業者は 1000 万以下の中小業者ですから、そういう方々が地域の経済を支えている。

こういう方々がそういうふうにならないように大分県としてどういう消費税対策を取っていくのかという事を再度質問します。

もう 1 つ日米共同演習について、非常に国のやり方については言語道断と言わざるを得ないというふうに思う。

先ほど知事もおっしゃいましたが、そういう点で防衛大臣とかに要請もしたということは重要な事だし、最後までその姿勢は壊してないという事は同感しています。

ただ国に対して県や自治体がこれほどまで訓練をしてくれるなど言うのに、情報開示も遅いということもある。県は防衛省に対して抗議声明を出すくらい気迫があったほうが良いと思うが、2 点再度お伺いします。

(商工労働部長)

インボイス制度導入に伴う中小企業への影響について、まずは法令の方ですが軽減税率制度の円滑な導入・運用の為の検証取組み、制度の導入を 3 年以内目処に行って必要な措置を講ずるとされているので、まずは国の動向をしっかりと注視していくという必要があると思いますが、小規模事業者への影響は充分あると認識している。

実際に大分における事業者数全体で 5 万 4 千くらいあるが、内免税事業者は半分の 2 万 7 千くらいあります。

課税事業者なればいいじゃないかという声もありますが、そう簡単ではないというふうに認識しています。

事務負担の観点から課税事業者になるのは難しいという方に対してはきちんと事務的なサポートをして、先ほど価格転嫁は難しいという声もお聞きしましたが正にそういう免税事業者であるという事を思って不当な取り扱いを受けるといった事はないようにきちんと小規模事業者に寄り添った形でサポートしていきたいと考えている。

(知事)

消費税については今、商工部長からお答え申し上げた通りですが、これは堤議員もご承知のとおりですがそもそもインボスというものがあると手続きも大変だし、インボスを発行できない免税事業者が取り引きから排除されるという心配があるからというのでこれまで消費税が導入されてからしばらくたったわけですが、ずっとインボスの導入が無かったわけです。

しかし、今度税率アップとか軽減税率といったようなことがあるものですから、いよいよインボスがなければならぬということで、これまでインボスやるべきかどうかという議論をずいぶんやった中で、それでも今回はやろうということですから、政府の方もよっぽどインボスの弊害についてはいろいろ考えているだろうし、我々も県としてできることの限界はありますけれど、とにかく制度の理解をしてもらいながら、免税事業者ということでそのまま取引から排除されることの無いようしなければいけないというふうに努力していきたいと思っています。

今度の日米実動訓練ですが、度々防衛省に対しまして、防衛局・防衛大臣にそれぞれ直接話しをしている。納得できないという事は、はっきり申し上げている。昨日も記者会見で宣言させてもらいました。これ以上わざわざ抗議声明を出すという必要もないくらい十分に真意は伝わっているだろうと思いますし、県民の皆さんにも理解して頂いているというふうに思っている。

(堤 栄三)

農林水産部長、大分県農業で漁業法の改正でどのような変わるとお思いますか。発展すると思うか、衰退すると思うか。

(農林水産部長)

水産業で今、考えていかなければいけないのは、どうやって資源管理をしていくか、どうやって漁獲量を上げていくかということが大変重要になっています。

漁業権の方は今使われていない所はほとんど無いが、ただこれから漁業者が減っているなかでどうなっていくかということも大事。それをこれから使っていないところは使いやすくすると前もってしておくという事も重要な事だと思っています。

そういった意味で今回の漁業法の改正は必要な見直しと思っています。

(堤 栄三)

日米共同演習は、我々も今日九州防衛局の方に申し入れに行っていますので、一緒に頑張っていきたいと思う。

部長子ども医療費通院は是非検討して頂きたい。

次に、知事は、県政諸般の報告で「災害からの復旧・復興」と「大規模災害への備え」を強調しました。これまで大分県は、度重なる様々な被害を受けています。そこで、以下の大規模災害への備えについて質問をします。

大分県の管理施設で耐用年数を超える老朽化した橋やトンネル、学校や公共施設は、現在どれくらいあるのでしょうか。また老朽化対策や耐震化は、いつまでに終了させるのでしょうか。

2点め、消防職員等について、消防は災害時、最前線で活動する組織です。しかし県下自治体の消防職員数は、条例定数 1,686 人に対し、1,632 人と 54 人不足しています。また消防団員数も、条例定数 16,529 人に対し 15,057 人となっており、1,472 人の不足となっています。

緊急対応するためにも消防職員や団員の充足が必要ですが、どう対応するのでしょうか。

最後に、被災者の住宅再建支援について、被災者の住宅再建支援についてはこれまでの議会でも取り上げてきましたが、住居や事業用施設の「一部損壊」、「床下浸水」に対する支援策の創設が必要ではないでしょうか。京都府では、独自に「地域再建被災者住宅等支援制度」を創設し、被災者生活再建支援法対象者には、府独自の支援を上乗せ支給するほか、法の対象でない一部損壊でも 50 万円を支給しています。また、「住宅再建に関連して必要な家具家電の購

入・ハウスクリーニング等の経費」も支給対象にしています。

大分県としても義援金で済ませるのではなく、制度の拡充こそ行うべきはないでしょうか。

以上3点についての答弁を求めます。

(土木建築部長)

県管理施設の耐震化等について、土木建築部で所管する施設についてお答えします。県が所管する橋梁は2454橋、トンネルは251本ある。

これらの施設は、設置位置等の環境の違いにより劣化の進行速度が異なるため、定期的に点検することにより健全性を確認しながら適切に管理している。

点検の結果、老朽化対策が必要な橋梁815橋、トンネル200本について全て今年度までに完了させる予定です。

また耐震化が必要な橋梁は507橋あり、そのうち重要度の高い橋梁192橋について、平成31年度末までに対策を完了させ、残る橋梁についても順次対策を進めていく。

県営住宅は393棟あり、必要なものの耐震化対策は全て完了している。

このうち14棟が耐用年数を超えているが、これらは点検等により不具合箇所を早期に把握し、適切に管理している。

いずれの施設においても、長寿命化計画に基づき点検・診断・補修等のメンテナンスサイクルを確実に継続的に実施し、適切な維持管理に努めていく。

(総務部長)

知事部局が所管している建築物の内、土木建築部長が答弁した県営住宅を除くものについてお答えします。

建築物の総数が1,232棟あり、耐震化については、全ての建築物で完了している。

次に耐用年数については、建築物のうち車庫・倉庫等を除いた県民が利用する庁舎などが173棟あり、このうち21棟が耐用年数を超えている。

これらの建築物の老朽化対策については、173棟全てについて定期的な点検・調査により不具合箇所を早期に把握し補修を行うとともに、必要に応じて予防的な修繕工事により長寿命化を図るなど、全てについて老朽化対策を終えている。

(教育長)

教育委員会所管の施設についてお答えします。所管する校舎や体育館などは594棟あり、これらの耐震化対策は完了しているものの、30棟が耐用年数を超えている。

その全ての建物について、知事部局と同様に不具合箇所の早期把握、適切な措置に努めるとともに、予防保全による長寿命化を進めているところ。

(防災局長)

まず消防職員等について、消防職員は、救急業務が増加したことなどから、10年前より約120人増加しているが、定数は満たしていないため、各市町村は消防職員の確保に尽力している状況。

なお、災害時など1消防では対応できない場合、常備消防相互応援協定に基づき、互いに補完しているところ。近年の九州北部豪雨や耶馬溪町斜面崩壊においても、その力を十分発揮した。

他方、消防団員は少子高齢化などから年々減少傾向にある。平均年齢の上昇やサラリーマン団員の増加に伴う昼間の消防力の低下等が課題となっている。

そのため、県では、昼間だけ活動する消防団OB等で構成する機能別消防団員や女性消防団員の加入促進を図っています。また、消防団活動に対する理解促進のため、昨年12月に認証した県地域消防アドバイザーの出前講座を実施しているところ。さらに、消防団員の活動を地域ぐるみで応援する「消防団応援の店」を拡大するなど、消防団に加入しやすい環境づくりを促進している。

今後とも、消防防災活動の重要性を県民の皆さんに理解していただき、消防職員等の定数充足を支援していく。

次に、被災者の住宅再建支援について、県の住宅再建支援制度は、国の制度の対象とならない半壊や床上浸水も対象とし、災害規模要件も設けず、1世帯の被災でも適用している。

加えて、支援金の使用目的については制限を設けず、罹災証明書の発行後、ただちに被災者に支給できる仕組みとしている。

また、全国知事会等を通じて、支給対象の拡大や地域コミュニティを支えている小規模事業者等の店舗兼住宅についても新たに対象とするよう国に対して要望している。

なお一部損壊や床下浸水の被害に遭われた方の負担やご苦勞については承知しているところであり、今後も国の動向を注視しながら、被災状況を踏まえて総合的に支援していきたい。

(堤 県議)

耐震化の問題について土木部長にお聞きします。

橋とかトンネルはかなり進んできているがまだ残っている。最終的にどういう形で全ての橋梁について耐震化とか防災工事をいつごろまでに終わらせる考えなのかという事と、予算的に全体をする場合どれくらいかかるのかという事。こういう老朽化とか耐震工事という公共事業の工事は県内の中小企業の仕事確保にも繋がる。そういう立場で工事の発注もして頂きたいが、こういう立場に立っていると思いますが、再度確認をさせて下さい。

消防職員についても、消防本部によって充足率も違う。臼杵と中津は100%ですが、津久見市は88.4%です。国東市など7消防本部が県平均以下の充足率となっている。人件費は市町村が出すんですが、そういうふうな予算も含めて今後支援も必要じゃないかと思いますが再度その点をお伺いします。

それから、被災者住宅再建支援制度の制度の説明は、分かっているのではありません。そうじゃなく、京都府がしているのは、国土交通省の「防災安全交付金」の基幹事業として「住宅建築物安全ストック形成事業」というのを活用して、一部損壊等へも支援策をしている。

大分県としてこの形成事業を使って、事業の拡大というのは出来ないのかどうか再度質問します。

(土木建築部長)

橋梁の耐震化についての今後の考え方という事ですが、橋梁の耐震化まだ未了の部分がありまして、これにつきましてもしっかりと取り組んでいくわけですが、今の考え方としてまず橋梁につきましても、設計の基準というものが過去に数段階ありました。

一番古い段階のものについて、そして緊急輸送道路という事で優先順位をつけながらやってきたところですが、今後についても、緊急輸送道路から一般道路というのが残っていますし、また設計の基準を、二段階にと、その後にも変わっていますし、そういう優先度を見ながら順次やっていくことが1つ。

それから予算につきましては、そういった意味では点検・設計という段階も踏まえているので最終的の額というのは現時点では出ていないが、しっかりとその点についても計画通りやっていくという事が大事。

それからもう1つ、地元の中小事業者という事ですが、これまでもトンネルの耐震化の工事は地場企業中心に発注をしてきたところですし、しっかりとこれまでのノウハウを皆さん方が持ってきているというふうに思っています。

そういった点を十分発揮して頂きながら、今後も引き続き地場企業にしっかりと取り組んで頂きたいと考えている。

(防災局長)

消防職員の充足率が足りない市町村があるという事で、それに対する予算措置できないかという事ですが、基本的には市町村の職員ですので市町村の方で措置してもらおうというのが基本です。

但し私どもの方も消防力の強化というものに非常に重点を持っているので、先ほど申しました通り、賄えないような災害が起きた時には相互応援協定に基づき、県内14消防ありますがそちらが連携し、災害に対応していくという事としています。

次に住宅再建支援の件ですが、住宅再建につきましてはやはり本県としましては、災害において生活基盤となる住宅に著しい被害を生じた所と考えているので、どこまで支援が出来るのかどうか悩ましいところ。そういったことで、国にも支援の拡充を要望しているところですし、そういった所で国の動向等も注視しながら今後検討していきたいと思っています。

(堤 県議)

質問に対する回答がちょっと違う。防災安全交付金の基幹事業として「住宅建築物安全ストック形成事業」を活用して京都府は一部損壊で50万出している。県として国の交付金を活用する考えはないのかという質問です。

(防災局長)

国の住宅ストックの交付金につきましては、これからも検討していきたいと思っています。

(堤 県議)

検討するという事はそういう事業に使える場合は制度の拡充も考えるという考えでいいか。

(防災局長)

住宅再建事業ですのであらゆる点から総合的に考えて、検討していきたいと思っている。

(堤 県議)

是非実現するよう頑張ってもらいたい。